

公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 8年 7月17日

宇治市長 松村 淳子
(担当課：契 約 課)

記

業務名	木幡河原市営住宅ほかエレベーター保守点検維持管理業務委託		
業務場所	木幡河原市営住宅ほか2箇所		
委託期間	令和8年9月1日 ～ 令和12年6月30日 1399日間		
業務概要及び条件	木幡河原市営住宅ほかエレベーター（日本オーチスエレベータ製）保守点検維持管理		
予 定 価 格	¥21,454,400 (税込)	最低基準価格	¥15,018,000 (税込)
入札参加者に必要な資格・条件			
次の①～③の全てを満たすこと。 ①参加資格者名簿登録 ②法令点検及び遠隔監視を含むエレベーター保守点検業務実績 ③一級建築士若しくは二級建築士又は昇降機検査資格者の配置			
入札参加表明書の受付			
提出期限 令和8年7月23日(木) 午後 5時 00分 まで 提出場所 郵便入札 添付資料 別紙、参加表明書に記載のとおり			
入札予定	予定日 令和8年8月19日(水) 場 所 宇治市役所 西館4階入札室		
前 払 金	無	部 分 払	有 (45回)
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
そ の 他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は長期継続契約対象案件です。予定価格は46カ月分の合計金額です。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」を熟読してください。宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）に掲載しています。
- ・入札、契約等に係る連絡はメールで行っており。競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。
- ・令和8年4月1日以降に発注する案件については、指名業者を事後公表とします。

公募型指名競争入札実施要領

木幡河原市営住宅ほかエレベーター保守点検維持管理業務委託について、公募型指名競争入札を実施しますので、参加希望者は、以下の事項を承知の上、別添の公募型指名競争入札参加表明書及び添付書類を提出してください。

1 競争入札参加業者の資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないことのほか、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 宇治市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) この要領に定める公募型指名競争入札参加表明書（以下「参加表明書」という。）の提出期限及び入札日において、宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (4) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 法令点検及び遠隔監視を含むエレベーター保守点検業務実績を有すること。
- (6) 一級建築士若しくは二級建築士又は昇降機検査資格者を配置し得ること。

2 競争入札参加方法

- (1) 所定の参加表明書にて、公募型指名競争入札のお知らせ（以下「お知らせ」という。）に記載されている提出期限までに郵送又は直接持参すること。郵送方法は、特定記録郵便、簡易書留郵便、書留郵便又はその他到着の確認できる送付方法のいずれかをを用い、お知らせで指定する期日まで（必着）に宇治市総務・市民協働部契約課へ郵送して下さい。なお、郵送料は、入札参加希望者の負担とします。料金不足のものは受け取りません。配達日指定を用いることを推奨します。
- (2) 参加表明書には、指定された書類を添付すること。

3 競争入札参加者の選定

- (1) 参加表明書を提出した者の中から、参加表明書及び添付書類を審査し、本件の競争入札参加者の資格要件に合致する者を選定し指名する。

- (2) 競争入札参加者として指名された者には、令和 8 年 7 月 3 0 日（木）に電子メール等で連絡するので、入札通知書等を受け取りに来ること。
- (3) 選定されなかった者には、その旨を電子メール等により連絡する。非選定理由の説明を求める者には、理由を説明する。非選定理由の詳細内容について説明を求めようとする者は、当該通知日の翌日から起算して 5 日（休日を除く。）以内に、説明を求める内容を記載した書面を、宇治市総務・市民協働部契約課に提出しなければならない。その回答は、当該書面の提出日の翌日から起算して 5 日（休日を除く。）以内に、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

4 仕様書等に関する質疑

(1) 質疑の受付場所及び期間

- ① 受付場所 宇治市総務・市民協働部契約課
- ② 受付期間 令和 8 年 7 月 1 7 日（金）から
令和 8 年 7 月 3 0 日（木）まで
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで
（閉庁日並びに正午から午後 1 時までを除く。）

- (2) 質疑は文書によるものとし、質問の要旨を簡単にまとめて箇条書きにすること。なお、持参を原則とするがファックスによる送付は認める。その場合は、必ず電話にて到着の確認をすること。

- (3) 質疑に対する回答は、令和 8 年 8 月 3 日（月）午後 1 時以降、宇治市総務・市民協働部契約課にて回答書を配布する。

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 お知らせに記載のとおり
- (2) 場所 お知らせに記載のとおり
所在地 京都府宇治市宇治琵琶 3 3 番地

6 入札方法等

- (1) 入札書については「宇治市郵便入札の応募案内」を参照し、郵送又は持参のいずれかの方法により、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）までに提出すること。
- (2) 入札執行回数は、原則として 1 回を限度とする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。
- (2) 契約保証金は、免除する。

8 入札の無効

- (1) 本要領に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札。なお、指名された者であっても、入札時点において本要領に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札は無効とする。
- (2) その他の事項は、宇治市物品等競争入札心得による。

9 予定価格

お知らせに記載のとおり

10 最低制限価格

本案件については、ランダム係数を用いた最低制限価格を適用する。算出方法は以下のとおりである。

- (1) 予定価格に0.7を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切り捨てる。)を最低基準価格とする。
- (2) 最低基準価格にランダム係数(電子計算機等により1.0000から1.0099の範囲内で無作為に抽出される係数)を乗じて得た額(10円未満の端数は切り捨てる。)を本案件の最低制限価格とする。

11 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低制限価格を上回る額のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

12 支払条件

前払いは行わない。部分払いについては、契約金額の46分の1相当額を令和8年9月分からの請求に基づき45回支払う。円未満の端数が生じる場合は、最終支払日で調整する。

13 消費税の扱い

お知らせに記載のとおり。

なお、本件における消費税及び地方消費税の税率は、10%を適用するので注

意すること。

14 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市業務委託契約約款、宇治市物品等競争入札心得は、宇治市総務・市民協働部契約課にて閲覧することができる。

15 その他

- (1) 契約等の手続きにおいて仕様する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札参加者は、宇治市物品等競争入札心得を熟読し、遵守すること。
- (3) 参加表明書及び添付資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。
- (4) 本件の入札に関する意志決定をするものが同一人の場合は、入札に参加できないので注意すること。
- (5) 入札辞退者に不利益を課すことはない。
- (6) 参加表明書及び添付書類の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出された参加表明書は返却しない。
- (8) 提出期限以降における参加表明書及び添付書類の修正及び追加は認めない。
- (9) 1から15までに定めるもののほか、宇治市財務規則及び宇治市物品等競争入札心得の定めるところによる。なお、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問い合わせ先	宇治市総務・市民協働部契約課
郵便番号	611-8501
所在地	京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所庁舎本館 3階
電話番号	0774-20-8716
FAX番号	0774-20-8778

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

本幡河原市営住宅ほかエレベーター保守点検維持管理業務委託仕様書

1. 委 託 業 務 名 市営住宅エレベーター保守点検維持管理業務
2. 委 託 業 務 場 所 宇治市木幡河原 5 番地 木幡河原市営住宅地内
宇治市宇治東山 5 1 番地 宇治東山市営住宅地内
宇治市神明宮西 3 5 番地 神明宮西市営住宅地内
3. 委 託 期 間 令和 8 年 9 月 1 日から
令和 1 2 年 6 月 3 0 日まで
4. 業 務 概 要 遠隔監視（毎日）業務
遠隔点検・復旧業務
保守（毎月 1 回）・精密点検業務
緊急時（故障・火災等）における点検（現地確認・復旧業務）
その他業務に必要な点検及び申請業務
5. 保守点検対象設備概要
別紙 1 参照
6. 業 務 内 容 別紙 2 参照
7. 提 出 書 類 ・ 着手届 ・ 日程表 ・ 点検・遠隔監視報告書 ・ 写真
・ 完了届 ・ 損害保険証書等の写し ・ その他
8. 支 払 委託料の支払は、契約額の 1 / 4 6 相当額を毎月支払とし、
端数が生じた場合は最終支払時に調整するものとする。
但し、契約日から令和 8 年 9 月 1 日までの間は準備期間とし、
支払は行わないものとする。
9. 留 意 事 項 ・ 点検作業の実施に際し、市営住宅及びその他の施設に損傷
を与えた場合は、請負業者の責任において速やかに補償及び
補修を行うこと。
・ 点検作業の実施に際し、事前に住宅課と作業日時及び所要
時間の調整を行い担当係員に連絡をすること。また、作業終
了時も連絡・報告すること。
・ 当該市営住宅において、工事及び修繕業務が行われている
場合は、担当係員と調整を行うこと。
・ 不良箇所を発見した場合は、調査を行い修繕の見積書を提
出すること。
・ 業務の実施に当たり、知り得た秘密を他に漏らさないこと。
10. そ の 他 本契約・仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項につ
いては、双方協議のうえ、これを定めるものとする。

別紙2 業 務 内 容

1. 一般事項 点検を実施するにあたり、建築基準法・その他関係する諸法令を遵守し行う。建築基準法、労働安全衛生法に基づく性能検査が必要な場合は、その検査に立会うこと。点検基準については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務共通仕様書（最新版）に準拠し実施するものとする。
2. 監視業務 (1) 監視項目は、次のとおりとする。
 - エレベーター
 - ア. 閉じ込め故障
 - イ. 使用不能故障
 - ウ. 着床不良
 - エ. 戸開閉不良
 - オ. 安全装置作動
 - カ. 制御系電源異常
 - キ. 制御用マイクロコンピュータ（CPU）異常
 - ク. パワートランジスタ温度異常
 - ケ. その他必要な項目

(2) エレベーターの運転状態をモニタリング装置により1日24時間毎日監視するとともに、運行データを収集・記録し、データ分析を行うこと。

(3) エレベーターかご内における閉じ込め故障、使用不能故障時は監視場所との直接通話が可能であることとする。また、監視場所に受信専門技術員を1日24時間待機させることとする。

(4) 受託者が設置した監視装置等については、設置した受託者のものとし、委託契約満了時に、監視装置等を撤去する場合は、受託者の費用において撤去すること。また、これらの諸設備の保守点検については、確実に実施し、業務終了後に報告書を提出すること。
3. 点検業務 (1) 点検項目及び点検業務周期は、別表1のとおりとする。

(2) 遠隔点検・復旧

受託者の監視センター等が通信回線を利用して点検を行ない、遠隔操作により復旧を行なう。点検・項目は、次のとおりとする

る。なお、油圧式のエレベーターについては、遠隔点検の対象としない。

- ア. 性能試験
- イ. 各機器の点検
- ウ. 利用状態

(3) 保守点検

毎月当該エレベーターに監督技術者を派遣し、機械装置の点検・清掃・給油・調整を行う。なお、建築基準法に基づき検査資格者が行い、点検報告書を提出すること。

(4) 精密点検

必要に応じ監督技術者を派遣し、機械装置を総合的に、精密検査を行うこと。

(5) 政令に基づく（準ずる）検査

建築基準法第12条第4項に基づき、定期点検を行い、報告書を提出すること。

4. 部品及び機器の修理、取替、調整

- (1) 運行データの分析を通じて機器の機能維持に必要と判断した場合は、直ちに部品の修理もしくは取り替え、調整を行うこと。
- (2) 修理、取替及び調整の範囲は、別表2のとおりとする。

5. 部品常備 金属製キャビネットを機械室に備え付け、保守用部品・小修理部品・油脂類・ウエスを常備する。

6. 故障対応 故障及び火災が発生した場合、速やかに技術者を派遣し、点検調査を行い、請負業者の自主的判断により保安上必要と思われる場合は臨時点検し、適切に処理を行う。但しエレベーター内に利用者が閉じこめられている場合は、通知をうけてから30分以内に到着し救出を行うこと。その他の通知を受けたときは、故障の内容、通知者の要請により対処すること。なお、各故障及び火災等対応をした場合は、報告書を提出すること。

7. 報告書 (1) 定期報告書

毎日の業務実施状況を記録し、翌月5日までに担当者に提出すること。

(2) 異常時報告書

異常事態発生後速やかに、内容、発生時刻、処理状況等について記録し、担当者に提出すること。

(3) 建築基準法第12条第4項に基づく定期点検報告書

点検の実施状況を記録し、別紙の検査結果表を担当者に提出すること。

別紙 1

委託場所及び保守点検対象設備

市営住宅名	木幡河原		宇治東山	神明宮西	
	1棟	2棟		1・2棟	3・4棟
所在地	木幡河原5番地		宇治東山51番地	神明宮西35番地	
エレベーター					
操作方式	方向性乗合全自動方式	方向性乗合全自動方式	方向性乗合全自動方式	方向性乗合全自動方式	方向性乗合全自動方式
制御方式	可変電圧可変周波数制御方式 (ロープ式)	可変電圧可変周波数制御方式 (ロープ式)	可変電圧可変周波数制御方式 (ロープ式)	交流可変周波数制御油圧間接式 (油圧式)	交流可変周波数制御油圧間接式 (油圧式)
製造者	日本オーチス	日本オーチス	日本オーチス	日本オーチス	日本オーチス
竣工年月	平成13年12月	平成15年3月	平成13年7月	平成10年11月	平成12年3月
用途	住宅用	住宅用	住宅用	住宅用	住宅用
運転時間	0時～24時	0時～24時	0時～24時	0時～24時	0時～24時
積載荷重	600kg	600kg	600kg	600kg	600kg
最大定員	9人	9人	9人	9人	9人
定格速度	60m/min	60m/min	45m/min	45m/min	45m/min
停止階	6箇所	5箇所	3箇所	4箇所	3箇所
車椅子仕様	有	有	有	有	有
視覚障害者仕様	有	有	有	有	有
地震管制	有	有	有	有	有
火災管制	有	有	有	有	有
停電管制	有	有	有	有	有
メンテナンス方式	フルメンテナンス	フルメンテナンス	フルメンテナンス	フルメンテナンス	フルメンテナンス

別表1 ロープ式エレベーター

業務内容			点検周期			
			1月	3月	6月	1年
機械室	機械室への通行	機械室への通行及び出入りに支障がないことを確認する。		○		
		出入口扉の施錠の良否を確認する。		○		
	室内環境	室内清掃、室温その他室内環境の良否を点検し、エレベーターの機能上又は保全の実施上支障のないことを確認する。		○		
		手巻きハンドルの設置の有無を点検する。		○		
		エレベーター設備以外の有無を点検する。		○		
	主開閉器・受電盤・制御盤・起動盤及び信号盤	作動の良否を点検する。		○		
		端子の緩み及びヒューズエレメントの異常の有無を点検する。				○
		電動機・制御・信号・照明回路の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。				○
		主開閉器の操作及び動作の良否を点検する。			○	
	荷重試験	積載荷重の100%の荷重を載せた場合において、異常のないことを確認する。				○
	巻上機	潤滑状態の良否及び油漏れの有無を点検する。		○		
		歯当りの良否を点検する。				○
		回転時に軸受の音及び振動の異常の有無を点検する。				○
		綱車のひび割れ・ロープ溝の摩耗及びロープスリップの有無を点検する。				○
	電磁ブレーキ	作動の良否を点検する。	○			
		スリップの異常の有無を点検する。		○		
		ブレーキシュー・アーム及びプランジャーの作動の良否を点検する。			○	
	そらせ車	ロープ溝の摩耗の有無及び取付の良否を点検する。				○
		回転状態の異常の有無を点検する。		○		
	電動機	運転状態の良否を点検する。	○			
		振動・音及び温度の異常の有無を点検する。		○		
	調速機	音及び振動の異常の有無を点検する。		○		
		ロープ溝の摩擦の有無を点検する。				○
		過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、その値が基準値に適合していることを確認する。				○
	機器の耐震対策	地震その他の振動による移動・転倒及び主索外れ防止装置の良否を点検する。				○
	主索の緩み検出装置	作動の良否を点検する。				○
	かご速度検出器	取付け状態の良否を点検する。			○	
		正しく機能していることを確認する。			○	
	昇降路との貫通部分	主索及びガバナロープが機械室床の貫通部分と接触していないことを確認する。				○

業務内容			点検周期			
			1月	3月	6月	1年
かご	運行状態	乗り心地・着床段差等の運行状態の良否を点検する。	○			
	かご室の周壁・天井及び床	摩耗・さび・腐食等の有無を点検する。		○		
	かごの戸及び敷居	ドアシュー及び敷居溝の摩擦の有無を点検する。			○	
		取付けの良否を点検する。良否及び戸の隙間の適否を点検する。				○
	かごの戸ハンガーローラ	取付け状態及び作動の良否を点検する。			○	
	かごの戸連動ロープ及びチェーン	連動ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、磨耗並びに取付け状態の良否を点検する。				○
	ドアレール	取付け状態の良否を点検する。			○	
		磨耗及びさびの有無を点検する。			○	
	かごの戸のスイッチ	取付け状態の良否を点検する。			○	
		作動の良否を点検する。			○	
	戸閉め安全装置	戸の反転動作機能などの作動状態の良否を点検する。	○			
	かご操作盤	作動の良否を点検する。		○		
		取付けの良否を点検する。		○		
	位置表示灯	球切れの有無を確認する。		○		
	外部への連絡装置	呼出及び通話の良否を点検する。		○		
	照明	球切れ及びちらつきの有無を点検する。		○		
	停止スイッチ	作動の良否を点検する。		○		
	注意銘板の表示	用途・積載質量（又は積載量）及び最大定員の表示の適否を点検する。		○		
	停電灯装置	点灯状態の良否を点検する。		○		
		基準照度を基準時間以上保持できる状態のバッテリーであることを確認する。				○
	各階強制停止装置	作動の良否を点検する。			○	
	かご床先と昇降路壁の水平距離	出入口の床先とかごの床先との水平距離及びかご床先と昇降路壁（乗用又は寝台用エレベーターに限る）との水平距離が規定値内にあることを確認する。				○
	光電装置	作動の良否を点検する。	○			
	側部救出口	施錠及びスイッチの作動の良否を点検する。				○
かごの周囲・昇降路	専用操作盤	取付け状態の良否を点検する。		○		
		作動の良否を点検する。		○		
	鏡及び手すり	取付けの良否を点検する。		○		
	かごの上部の外観	汚れの有無を点検する。		○		
非常救出口	非常救出口	かご外部からの開閉の良否を点検する。			○	
		救出口スイッチを作動させた場合にエレベーターが停止することを確認する。			○	

業務内容			点検周期			
			1 月	3 月	6 月	1 年
かごの 周囲・ 昇降路	戸の開閉装置	戸の開閉装置状態及び開閉時間の良否を点検する。		○		
		開閉機構の取付け状態の良否を点検する。				○
		軸受の音及び温度の異常の有無を点検する。				○
	リタイアリングカム	取付け状態及び作動の良否並びに摩耗等の有無を点検する。			○	
	かご上安全スイッチ及び運転装置	作動の良否を点検する。			○	
	かごつり車及びおもりのつり車	回転時に、軸受の音及び振動の有無を点検する。				○
		ロープ溝の摩耗の有無を点検する。				○
		取付け状態の良否及び亀裂の有無を点検する。				○
	ガイドシュー又はローラーガイド	取付け状態の良否及び摩耗の有無を点検する。				○
	主索及び調速機ロープ	破断・摩耗及びさびの有無を点検し、基準に適合していることを確認する。				○
		取付け状態の良否並びにダブルナット及び割ピンの劣化の有無を点検する。				○
		すべての主索が、ほぼ均等な張力であることを点検する。			○	
	ガイドレール及びブラケット	取付け状態の良否を点検する。			○	
		さび・変形・摩耗等の有無を点検する。			○	
	はかり装置	作動した場合に警報を発し、かつ、戸が閉まらないことを確認する。				○
	つり合いおもり	取付け状態の良否を点検する。			○	
	上部ファイナルリミットスイッチ	取付け状態の良否を点検する。			○	
		作動の良否を点検する。			○	
	誘導板及びリミットスイッチ	取付け状態の良否を点検する。				○
	中間つなぎ箱及び配管	ケーブルの取付け状態の良否を点検する。				○
		昇降機に直接関係のない配管配線がないことを確認する。				○
	着床装置	作動の良否を点検する。				○
	給油器	給油機能の異常の有無を点検する。			○	
		油量の適否を点検する。			○	
	終端階強制減速装置	作動の良否を点検する。				○
	昇降路	各出入口敷居下部の保護板の取付け状態の良否を点検する。				○
		エレベーターに係る設備以外のものの有無を点検する。			○	
		昇降路のき裂及び損傷の有無を点検する。				○
		地震その他の振動でかご及びロープが昇降路内の壁、機器等と接触しない装置が施されていることを確認する。				○

業務内容			点検周期			
			1 月	3 月	6 月	1 年
乗場	乗場ボタン	乗場ボタンの作動の良否を点検する。		○		
		取付け状態の良否を点検する。		○		
	表示灯	表示灯の球切れの有無を点検する。		○		
	非常解錠装置	解錠に支障がないことを確認する				○
	乗場の戸及び敷居	ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無を点検する。		○		
		取付け状態の良否及び戸の隙間の適否を点検する。				○
	ドアインターロックスイッチ	作動の良否を点検する。	○			
		取付け状態の良否を点検する。			○	
	ドアクローザ	ドア閉端で自動的に閉じる機能に異常がないことを確認する。			○	
	ハンガーローラー及び連動ロープ	取付け状態及び作動の良否を点検する。			○	
		ハンガーのおどり止めの状態が適切であることを確認する。			○	
	ドアレール	取付け状態の良否を点検する。			○	
		ハンガーのおどり止めの状態が適切であることを確認する。			○	
	光電装置	作動の良否を点検する。		○		
ピット	環境状況	漏水の有無を点検する。		○		
		汚れ及びエレベーターに係る設備以外のものの有無を点検する。			○	
	保守用停止スイッチ	作動の良否を点検する。				○
	非常止め装置	取付け状態の良否を点検する。				○
		非常止めの試験を行い、異常のないことを確認する。				○
	非常止めロープ	さび・振戻り・変形等の有無及び巻取りの良否を点検する。				○
	緩衝器	取付け状態の良否を点検する。			○	
		スプリング又はプランジャーのさびの有無を点検する。			○	
		作動油の油量の適否を点検する。				○
	ガバナロープ用及びその他の張り車	走行中に、音の異常のないことを確認する。		○		
		ロープ溝の摩擦の有無を点検する。				○
		ピット床面との隙間の適否を点検する。				○
	移動ケーブル	かごの運行時に、揺れ及び振れに異常のないことを確認する。				○
		取付け状態の良否及び損傷等の有無を点検する。				○
	下部ファイナルリミットスイッチ	取付け状態の良否を点検する。			○	
		作動の良否を点検する。			○	

業務内容			点検周期			
			1月	3月	6月	1年
ピット	つり合いロープ（鎖）及び取付け部	取付け状態の良否及びさび・摩擦・破断等の有無を点検する。				○
	つり合いおもり底部隙間	かごが最上階に着床している時のつり合いおもりと緩衝器との距離及びかごが最下階に着床している時のかごと緩衝器との距離が規定値にあることを確認する。				○
	タイダウンセーフティ	取付け状態の良否を点検する。				○
	耐震対策	地震その他の振動で、かごがピット内の機器と接触しない措置が施されていることを確認する。				○
付加装置	地震時管制運転装置	動作の良否を点検する。				○
	火災時管制運転装置	動作の良否を点検する。				○
	自家発管制運転装置	動作の良否を点検する。				○
	停電時自動着床装置	動作の良否を点検する。				○
		バッテリー液に不足がないことを確認する。		○		
	オートアナウンス装置	動作の良否を点検する。			○	
	故障自動通報システム	動作の良否を点検する。			○	

○：点検実施周期

1月：1ヶ月に1回点検

3月：3ヶ月に1回点検

6月：6ヶ月に1回点検

1年：1年に1回点検

別表1 油圧式エレベーター

点検内容			点検周期			
			1 月	3 月	6 月	1 年
機械室	機械室への通行	機械室への通行及び出入口に支障がないことを確認する。		○		
		出入口扉の施錠の良否を確認する。		○		
	室内環境	室内清掃、室温その他室内環境の良否を点検し、エレベーターの機能上又は保全の実施上支障のないことを確認する。		○		
		手巻きハンドルの設置の有無を点検する。		○		
		エレベーター設備以外の有無を点検する。		○		
	消火器等	出入口付近に消火器又は、消火砂が設けられていることを確認する。				○
		火気厳禁の表示の有無を確認する。				○
	主開閉器・受電盤・制御盤・起動盤及び信号盤	作動の良否を点検する。		○		
		端子の緩み及びヒューズエレメントの異常の有無を点検する。				○
		電動機・制御・信号・照明回路の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。				○
		主開閉器の操作及び動作の良否を点検する。			○	
		電磁接触器の接点磨耗の有無を点検する。			○	
		制御盤内の清掃を実施する。				○
		プリント板の汚れ及び冷却ファンの回転状態の異常の有無を点検する。			○	
	荷重試験	積載荷重の100%の荷重を載せた場合において、異常のないことを確認する。				○
	電動機	運転状態の良否を点検する。	○			
		振動・音及び温度の異常の有無を点検する。		○		
		電動機エンコーダ及びパイロットゼネレータの作動の良否を点検する。		○		
		電動機用冷却ファンの作動の良否を点検する。		○		
		各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。				○
	パワーユニット	圧力計	指示値が正常であることを確認する。	○		
		ポンプ	油漏れ及び音、振動等の有無を点検する。	○		
		駆動ベルト	ベルトの張力の良否を点検する。		○	
			油量の適否及び油漏れの有無を点検する。	○		
		油圧タンク（作動油）	油の汚れの有無及び油温の適否を点検する。			○
			タンクの取付状態の良否を点検する。			○
	圧力配管	安全弁	作動の良否を点検する。			○
		油漏れの有無及び継手部の接続の良否を点検する。				○
	高圧ゴムホース	圧力配管の固定状態を点検する。				○
		油漏れの有無及び継手部の接続の良否を点検する。		○		
	空転防止装置	規定の時間内に確実に作動することを確認する。				○
	機器の耐震対策	地震その他の振動による移動・転倒及び主索外れ防止装置の良否を点検する。				○

点検内容			点検周期			
			1 月	3 月	6 月	1 年
かご	運行状態	乗り心地・着床段差等の運行状態の良否を点検する。	○			
	かご室の周壁・天井及び床	摩耗・さび・腐食等の有無を点検する。		○		
	かごの戸及び敷居	ドアシュー及び敷居溝の摩擦の有無を点検する。			○	
		取付けの良否及び戸の隙間の適否を点検する。				○
	かごの戸ハンガーローラ	取付け状態及び作動の良否を点検する。			○	
	かごの戸連動ロープ及びチェーン	連動ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、磨耗並びに取付け状態の良否を点検する。				○
	ドアレール	取付け状態の良否を点検する。			○	
		磨耗及びさびの有無を点検する。			○	
	かごの戸のスイッチ	取付け状態の良否を点検する。			○	
		作動の良否を点検する。			○	
	戸閉め安全装置	戸の反転動作機能などの作動状態の良否を点検する。	○			
	かご操作盤及び	作動の良否を点検する。		○		
		取付けの良否を点検する。		○		
	かご内位置表示灯	球切れの有無を点検する。		○		
	外部への連絡装置	呼出及び通話の良否を点検する。		○		
	照明	球切れ及びちらつきの有無を点検する。		○		
		照明カバーの取付け状態の良否及び汚れの有無を点検する。		○		
	換気扇及びファン	回転状態の作動の良否を点検する。		○		
		ルーバーの汚れの有無を点検する。		○		
	停止スイッチ	作動の良否を点検する。		○		
	注意銘板の表示	用途・積載質量（又は積載量）及び最大定員の表示の適否を点検する。		○		
	停電灯装置	点灯状態の良否を点検する。		○		
		基準照度を基準時間以上保持できる状態のバッテリーであることを確認する。				○
	各階強制停止装置	作動の良否を点検する。			○	
	かご床先と昇降路壁の水平距離	出入口の床先とかごの床先との水平距離及びかご床先と昇降路壁（乗用又は寝台用エレベーターに限る）との水平距離が規定値内にあることを確認する。				○
	光電装置	作動の良否を点検する。	○			
	専用操作盤	取付け状態の良否を点検する。		○		
		作動の良否を点検する。		○		
	鏡及び手すり	取付けの良否を点検する。		○		
	床合せ補正装置	着床面を基準として規定値内の位置において補正することができることを確認する。		○		

点検内容			点検周期			
			1月	3月	6月	1年
かごの 周囲及 び昇降 路	かごの上部の 外観	汚れの有無を点検する。		○		
	非常救出口	かご外部からの開閉の良否を点検する。			○	
		救出口スイッチを作動させた場合にエレベーターが停止することを確認する。			○	
	戸の開閉装置	戸の開閉装置状態及び開閉時間の良否を点検する。	○			
		開閉機構の取付け状態の良否を点検する。				○
		軸受の音及び温度の異常の有無を点検する。				○
	リタイアリン グカム	取付け状態及び作動の良否並びに摩耗等の有無を点検する。			○	
	かご上安全ス イッチ及び運 転装置	作動の良否を点検する。			○	
	かごつり車及 びおもりのつ り車	回転時に、軸受の音及び振動の有無を点検する。				○
		ロープ溝の摩耗の有無を点検する。				○
		取付け状態の良否及び亀裂の有無を点検する。				○
	ガイドシュー 又はローラー ガイド	取付け状態の良否及び摩耗の有無を点検する。				○
	主索及び調速 機ロープ	破断・摩耗及びさびの有無を点検し、基準に適合していることを確認する。				○
		取付け状態の良否並びにダブルナット及び割ピンの劣化の有無を点検する。				○
		すべての主索が、ほぼ均等な張力であることを点検する。			○	
	ガイドレール 及びブラケッ ト	取付け状態の良否を点検する。			○	
		さび・変形・摩耗等の有無を点検する。				○
	はかり装置	作動した場合に警報を発し、かつ、戸が閉まらないことを確認する。				○
	上部ファイナ ルリミットス イッチ	取付け状態の良否を点検する。			○	
		作動の良否を点検する。			○	
	頂部安全距離 確保スイッチ	取付け状態の良否を点検する。			○	
		作動させた場合に、頂部安全距離が規定値以上確保できることを確認する。			○	
	頂部綱車	回転時に、軸受の異常音及び異常振動の有無を点検する。				○
		ロープ溝の磨耗の有無を点検する。				○
		取付け状態の良否及びき裂の有無を点検する。				○
		各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。				○
	誘導板及びリ ミットスイッ チ	取付け状態の良否を点検する。				○
	中間つなぎ箱 及び配管	ケーブルの取付け状態の良否を点検する。				○
		昇降機に直接関係のない配管配線がないことを確認する。				○
	着床装置	作動の良否を点検する。				○
	給油器	給油機能の異常の有無を点検する。			○	
		油量の適否を点検する。			○	

点検内容			点検周期			
			1月	3月	6月	1年
かごの 周囲及 び昇降 路	油圧シリン ダー及びプ ランジャー	取付けの良否並びに油漏れ、さび、損傷等の劣化の有無を点検する。				○
		グランド部汚れ及び油戻しホースの取付け状態の良否を点検する。				○
	プランジャー 離脱防止装置	作動の良否を点検する。				○
		かご最上部より微速で上昇させ、プランジャーが離脱防止装置で停止したとき、頂部隙間が規定値以上であることを確認する。				○
		プランジャーリミットスイッチの作動の良否を点検する。				○
	プランジャー 頂部綱車	回転時に、軸受の異常音及び異常振動の有無を点検する。				○
		ロープ溝の磨耗の有無を点検する。				○
		取付け状態の良否及びき裂の有無を点検する。				○
		各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。				○
	昇降路	各出入口敷居下部の保護板の取付け状態の良否を点検する。				○
		エレベーターに係る設備以外のものの有無を点検する。			○	
		昇降路のき裂及び損傷の有無を点検する。				○
		地震その他の振動でかご及びロープが昇降路内の壁、機器等と接触しない装置が施されていることを確認する。				○
乗場	乗場ボタン	乗場ボタンの作動の良否を点検する。		○		
		取付け状態の良否を点検する。		○		
	位置表示灯	表示灯の球切れの有無を点検する。		○		
	非常解錠装置	解錠に支障がないことを確認する				○
	乗場の戸及び 敷居	ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無を点検する。		○		
		取付け状態の良否及び戸の隙間の適否を点検する。				○
	ドアインター ロックスイッ チ	作動の良否を点検する。	○			
		取付け状態の良否を点検する。			○	
	ドアクローザ	ドア閉端で自動的に閉じる機能に異常がないことを確認する。			○	
	乗場の戸ハン ガーローラー	取付け状態及び作動の良否を点検する。				○
		ハンガーのおどり止めの状態が適切であることを確認する。				○
	乗場の戸連動 ロープ及び チェーン	連動ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、磨耗並びに取付け状態の良否を点検する。				○
ピット	ドアレール	取付け状態の良否を点検する。			○	
		磨耗及びさびの有無を点検する。			○	
	終端階強制減 速装置	作動の良否を点検する。				○
	環境状況	漏水の有無を点検する。			○	
		汚れ及びエレベーターに係る設備以外のものの有無を点検する。			○	
	保守用停止ス イッチ	作動の良否を点検する。				○
	非常止め装置	取付け状態の良否を点検する。				○
		非常止めの試験を行い、異常のないことを確認する。				○

点検内容			点検周期			
			1月	3月	6月	1年
ピット	かご下綱車	回転時に、軸受の異常音及び異常振動の有無を点検する。				○
		ロープ溝の磨耗の有無を点検する。				○
		取付け状態の良否及びき裂の有無を点検する。				○
		各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。				○
	緩衝器	取付け状態の良否を点検する。			○	
		スプリング又はブランジャーのさびの有無を点検する。			○	
		作動油の油量の適否を点検する。				○
	かごと緩衝器との距離	かごが最下階に着床しているときのかごと緩衝器との距離が、下降定格速度に応じ、基準値内であることを確認する。				○
	油圧シリンダー下綱車	回転時に、軸受の異常音及び異常振動の有無を点検する。				○
		ロープ溝の磨耗の有無を点検する。				○
		取付け状態の良否及びき裂の有無を点検する。				○
		各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。				○
	油戻し装置	油漏れの有無及び作動の良否を点検する。			○	
		油フィルターの汚れの有無を点検する。				○
	ガバナロープ用及びその他の張り車	走行中に、音の異常のないことを確認する。		○		
		ロープ溝の摩擦の有無を点検する。				○
		ピット床面との隙間の適否を点検する。				○
	かご側調速機	異常音及び異常振動の有無を点検する。		○		
		ロープ溝の磨耗の有無を点検する。				○
		過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、その値が基準値に適合していることを確認する。				○
	かご速度検出器	取付け状態の良否を点検する。			○	
		正しく機能していることを確認する。			○	
	移動ケーブル	かごの運行時に、揺れ及び振れに異常のないことを確認する。				○
		取付け状態の良否及び損傷等の有無を点検する。				○
	下部ファイナルリミットスイッチ	取付け状態の良否を点検する。			○	
		作動の良否を点検する。			○	
	底部安全距離確保スイッチ	取付け状態の良否を点検する。			○	
		作動の良否を点検する。			○	
	耐震対策	地震その他の振動で、かごがピット内の機器と接触しない措置が施されていることを確認する。				○
付加装置	地震時管制運転装置	動作の良否を点検する。				○
	火災時管制運転装置	動作の良否を点検する。				○
	自家発管制運転装置	動作の良否を点検する。				○
	停電時自動着床装置	動作の良否を点検する。				○
		バッテリー液に不足がないことを確認する。		○		
	オートアナウンス装置	動作の良否を点検する。			○	
	故障自動通報システム	動作の良否を点検する。			○	

○：点検実施周期

1月：1ヶ月に1回点検

3月：3ヶ月に1回点検

6月：6ヶ月に1回点検

1年：1年に1回点検

別表 2

修理、取替及び調整の範囲

1. 契約に含まれる修理、取替、調整の範囲は次のとおりとする。

ロープ式エレベーター

巻上機	(1) シャフト (2) 軸受・オイルシート (3) ブレーキ・コイル、シューライニング、カップリング及びその付属部品 (4) 駆動綱車 (5) 防振ゴム (6) パルスエンコーダー
電動機	(7) 巻線、軸受、回転子及びその付属部品
制御盤	(8) 抵抗、コンデンサー、スイッチ、リレー、ヒューズ類、ブレーカー、トランス、プリント基板、配線材 (9) インターホン用バッテリー (10) 遠隔監視点検装置
調速機	(11) 張り車、軸受及びその付属部品
かご関係	(12) かご綱車、及び軸受 (13) かごガイド・シュー及びその付属部品 (14) かご非常止め装置 (15) 運転操作盤の付属部品 (16) 扉開閉装置及びその付属部品 (17) 扉安全装置及びその付属部品 (18) ドア・ガイドシュー、ドア・ハンガー及びその付属部品 (19) 光センサー及びその付属部品 (20) 階床表示装置及びその付属部品 (21) 換気装置の部品 (22) 照明部品（ランプ類含む） (23) インターホン (24) 停電灯装置 (25) 積載超過装置及びその付属部品
ホール信号装置	(26) 外呼びボタン及びその付属部品 (27) 階床表示装置及びその付属部品 (28) 到着灯、予約灯、チャイム及びその付属部品
外扉装置	(29) ドア・スイッチ及びその付属品 (30) ドア・クローザー及びその付属部品 (31) 扉解錠機構装置及びその付属部品 (32) ドア・ハンガー及びその付属部品（ロワー・ガイドシュー含む）
昇降路関係	(33) 頂部綱車及び軸受 (34) つり合いおもり綱車及び軸受 (35) 巻上用ロープ (36) 調速機・ロープ (37) つり合いチェーン (38) 異動ケーブル (39) リミット・スイッチ及びその付属部品 (40) ペーンブラケット及びその付属部品
ピット関係	(41) 緩衝器（油圧またはスプリング型）及びその付属部品 (42) 冠水センサー
その他	(43) 電気配管配線一式（但し昇降路外配管配線を除く）

油圧式エレベーター

モーター	(1) 巻線及び回転子 (2) 軸受
油圧機器	(3) ポンプ装置 (4) バルブ装置 (5) サイレンサー装置 (6) オイルタンク、フィルター
制御盤	(7) 抵抗、コンデンサー、スイッチ、ヒューズ類、ブレーカー、トランス、プリント基板、配線材 (8) 遠隔監視点検装置
調速機	(9) 張り車、軸受及びその付属部品
かご関係	(10) かごガイド・シュー及びその付属部品 (11) かご非常止め装置 (12) 運転操作盤の付属部品 (13) 扉開閉装置及びその付属部品 (14) 扉安全装置及びその付属部品 (15) ドア・ガイドシュー、ドア・ハンガー及びその付属部品 (16) 光センサー及びその付属部品 (17) 階床表示装置及びその付属部品 (18) 換気装置の部品 (19) 照明部品（ランプ含む） (20) インターホン (21) 停電灯装置 (22) 積載超過装置及びその付属部品
ホール信号装置	(23) 外呼びボタン及びその付属部品 (24) 階床表示装置及びその付属部品 (25) 到着灯、予約灯、チャイム及びその付属部品
外扉装置	(26) ドア・スイッチ及びその付属品 (27) ドア・クローザー及びその付属部品 (28) 扉解錠機構装置及びその付属部品 (29) ドア・ハンガー及びその付属部品（ローラー・ガイドシュー含む）
昇降路関係	(30) プランジャー綱車 (31) 巻上用ロープ (32) 調速機ロープ (33) 異動ケーブル (34) リミット・スイッチ及びその付属部品 (35) 位置検出装置
ピット関係	(36) 緩衝器（油圧またはスプリング型）及びその付属部品
その他	(37) 電気配管配線（但し昇降路外配管配線を除く）

2. 契約に含まれないものは次のとおりとする。

- (1) 機械室内建物付属設備（照明・換気・空調設備及びスイッチなど）
- (2) 昇降路周壁
- (3) 次の項目及びその意匠部分に対する仕上直し（塗装メッキ直し）、修理または取替清掃
 - ①かご室内扉及びパネル天井
 - ②外扉及び三方枠
 - ③敷居
 - ④かご床タイル
 - ⑤換気装置カバー
 - ⑥外呼ボタンプレート
 - ⑦階床表示盤
 - ⑧運転操作盤

別記第二号 (A4)

検査結果表
(第1第1項第2号に規定する昇降機)

当該検査に関与した検査者		氏 名	検査者番号			
	代表となる検査者					
	その他の検査者					

番号	検査項目	昇降機番号				担当検査者番号
		検査結果				
		指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	

1 機械室(機械室を有しないエレベーターにあっては、共通)						
(1)	機械室への通路及び出入口の戸					
(2)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等					
(3)	救出装置					
(4)	開閉器及び遮断器					
(5)	制御器	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、検査者が 設定する交換基準 ()	適・否・確認不可 最終交換日 年 月 日			
		ヒューズ				
(7)		絶縁 電動機回路 (300V以下・300V超) MΩ 制御器等の回路の300Vを超える回路 MΩ 制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路 MΩ 制御器等の回路の150V以下の回路 MΩ				
(8)		接地				
(9)	空転防止装置					
(10)	階床選択機					
(11)	電動機及びポンプ					
(12)	油圧パワーユニット	圧力計				
(13)		安全弁	常用圧力銘板値 (MPa)	常用圧力の %		
			作動圧力測定値 (MPa)			
(14)		逆止弁				
(15)		流量制御弁				
(16)		油タンク及び圧力配管				
(17)		作動油温度抑制装置				
(18)	ストップバルブ					
(19)	高圧ゴムホース					
(20)	駆動装置等の耐震対策					
2 共通						
(1)	圧力配管					
(2)	調速機	過速スイッチの作動速度 (定格速度の %) m/min				
		キャッチの作動速度 (定格速度の %) m/min				
		径の状況				
		最も摩耗した主索の番号 () 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)	%			
		索線切れ				
		最も摩損した主索の番号 () 該当する索線切れ判定基準 () 索線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1よりピッチ内の 索線切れ数 本 1構成より1ピッチ内の最大の索線 切れ数 本			
		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・なし) 谷部が赤錆色に見える主索の番号 () 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)	%			
		該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ()	1構成より1ピッチ内の 最大の索線切れ数 本			
		主索本数 (本) 要重点点検の主索の番号 () 要是正の主索の番号 ()				
		鎖	摩耗 最も摩耗した鎖の番号 () 測定長さ (mm) 基準長さ (mm) 伸び % 鎖本数 (本) 要重点点検の鎖の番号 ()、要是正の鎖の番号 ()			
(4)	主索又は鎖の張り					
(5)	主索又は鎖及び調速機ロープの取付部					
(6)	主索又は鎖の緩み検出装置					
(7)	はかり装置					
(8)	ブランジャー					
(9)	ブランジャーストッパー					
(10)	シリンダー					

(11)	防火区画貫通部							
(12)	速度	定格速度（上昇）（ m/min）	上昇	m/min				
		定格速度（下降）（ m/min）	下降	m/min				
(13)	戸開走行保護装置							
(14)	地震時等管制運転装置							
(15)	降下防止装置							
(16)	換気設備等							
(17)	制御盤扉							
3	かご室							
(1)	かごの壁又は囲い、天井及び床							
(2)	かごの戸及び敷居							
(3)	かごの戸のスイッチ							
(4)	戸開き状態において作動する予圧装置							
(5)	床合わせ補正装置及び着床装置 （戸開き状態において作動する再床合わせ装置：有・無）							
(6)	ドアゾーン行き過ぎ制限装置							
(7)	車止め、光電装置等							
(8)	かご操作盤及び表示器							
(9)	外部への連絡装置							
(10)	かご内の停止スイッチ							
(11)	用途、積載量及び最大定員の標識							
(12)	かごの照明装置							
(13)	停電灯装置							
(14)	かごの床先							
4	かご上							
(1)	かご上の停止スイッチ							
(2)	頂部安全距離確保スイッチ							
(3)	上部リミット（強制停止）スイッチ							
(4)	ブランジャーリミットスイッチ							
(5)	ブランジャーストップパーで停止したときのかごの頂部すき間		mm					
(6)	頂部綱車							
(7)	ブランジャー頂部綱車及び鎖車							
(8)	ブランジャーのガイドシュ等							
(9)	調速機ロープ	径の状況 直径（ mm） 未摩耗直径（ mm） % 素線切れ 該当する素線切れ判定基準（ ） 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 （あり・なし） 直径（ mm） 未摩耗直径（ mm） % 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（ ）						
(10)	かごの非常救出口							
(11)	かごのガイドシュ等							
(12)	ガイドレール及びレールブラケット							
(13)	施設装置							
(14)	昇降路における壁又は囲い							
(15)	乗り場の戸及び敷居							
(16)	昇降路内の耐震対策							
(17)	移動ケーブル及び取付部							
(18)	かごの戸の開閉機構							
(19)	かごの枠							
5	乗り場							
(1)	押しボタン等及び表示器							
(2)	非常解錠装置							
(3)	乗り場の戸の遮煙構造							
(4)	昇降路の壁又は囲いの一部を有しない部分の構造							
(5)	屋上の昇降路の開口部の戸							
(6)	屋上の欄及び警報装置							
(7)	制御盤扉							
6	ピット							
(1)	保守用停止スイッチ							
(2)	底部安全距離確保スイッチ							
(3)	下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ							
(4)	緩衝器及び緩衝材	形式 ばね式・油入式・緩衝材 劣化の状況 作動の状況（油入式のものに限る。） 油量の状況（油入式のものに限る。）	適・否 適・否 適・否					
(5)	張り車							
(6)	ピット床							
(7)	かご非常止め装置	形式 早ぎき式・次第ぎき式・スラックロープ式						
(8)	かご下綱車							
(9)	シリンダー下の綱車							
(10)	移動ケーブル及び取付部							
(11)	ピット内の耐震対策							

(12)	かごの枠								
7	上記以外の検査項目								
特記事項									
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月				

(注意)

- ① この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面5欄の番号を記入してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象のエレベーターに明らかに適用されないものについては、その「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表第2(イ)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第2(イ)欄に掲げる検査項目について(ロ)欄に掲げる検査事項のいずれかが(イ)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください(ただし、(ニ)欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、(ニ)欄「ロ」に掲げる判定基準のみに該当する場合を除く。)。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要重点点検」欄は、⑥に該当せず、別表第2(ニ)欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、(イ)欄に掲げる検査項目について(ロ)欄に掲げる検査事項が(ニ)欄「ロ」に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥及び⑦のいずれにも該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 1(5)「接触器、継電器及び運転制御用基板」の「電動機主回路用接触器の主接点」には、接点を目視により確認し、別表第2(ニ)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。部品を分解しなければ目視で確認することができない場合等でやむを得ず目視により確認できない場合は「確認不可」を○で囲んでください。また、フェールセーフ設計とは、接点に溶着等の不具合が生じた場合でも、運行指令と接点からの信号等との不整合を検知するなどし、自動的にかごを制止させる設計をいい、これに該当する場合は「該当する」を、該当しない場合は「該当しない」を○で囲んでください。さらに、「イ」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する交換基準を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準により判定した場合は、「ロ」を○で囲んだ上で、左欄にその交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。なお、フェールセーフ設計である場合は、必ずしも交換基準を定める必要はありませんが、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。
- ⑫ 1(7)「絶縁」には、該当する回路及び電圧区分を○で囲んだ上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。
- ⑬ 1(13)「安全弁」には、常用圧力の銘板値及び安全弁の作動圧力の測定値を記入してください。右欄に作動圧力(測定値)の常用圧力(銘板値)に対する比率を記入してください。
- ⑭ 2(2)「調速機」には、右欄には過速スイッチ及びキャッチの作動速度の測定値を記入し、左欄には過速スイッチ及びキャッチの作動速度の測定値の定格速度に対する比率を記入してください。
- ⑮ 2(3)「主索又は鎖」の「主索」の「径の状況」には、最も摩耗した主索の番号を記入するとともに、最も摩耗が進んだ部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に最も摩耗が進んだ部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合を記入してください。
- ⑯ 2(3)「主索又は鎖」の「主索」の「素線切れ」には、最も摩損した主索の番号を記入するとともに、該当する素線切れ判定基準及び素線切れが生じた部分の断面積の割合を記入し、該当するものを○で囲んでください。「1よりピッチ内の素線切れ数」には、最も素線切れが多い1ピッチ内の素線切れ数を記入してください。「1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数」には、1ピッチ内で最も素線切れが多い1構成よりの素線切れ数を記入してください。なお、「素線切れ判定基準」には、以下の表1に従って素線切れ判定基準の記号を記入してください。

表1 素線切れ判定基準の記号

以下のaとbの記号を組み合わせて記入すること。

a 素線切れの判定記号

- 1 素線切れが平均的に分布する場合
- 2 素線切れが特定の部分に集中している場合
- 3 素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が70%以下である場合
- 4 谷部で素線切れが生じている場合

b 判定結果の記号

- イ 要是正判定の場合
- ロ 要重点点検判定の場合
- ハ 指摘無しの場合

<記入例>

素線切れが平均的に分布する場合で、判定が要是正であった場合
 該当する素線切れ判定基準(1ーイ)
 指摘事項がない場合
 該当する素線切れ判定基準(ハ)

- ⑰ 2(3)「主索又は鎖」の「主索」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がない場合は「なし」を、ある場合は「あり」を○で囲んでください。「あり」を○で囲んだ場合は、その主索の番号及び該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準を記入するとともに、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合及び谷部が赤錆色に見える主索の1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数を記入してください。なお、「錆及び錆びた摩耗粉判定基準」には、以下の表2に従って錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号を記入してください。

表2 錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号

以下のaとbの記号を組み合わせることで記入すること。

a 錆及び錆びた摩耗粉の判定記号

- 1 錆びた摩耗粉が多量に付着している場合
- 2 点状の腐食が多数生じている場合
- 3 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の錆がない部分の直径に対する割合が94%未満である場合
- 4 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がある場合

b 判定結果の記号

- イ 要是正判定の場合
- ロ 要重点点検判定の場合
- ハ 指摘なしの場合

<記入例>

錆びた摩耗粉が多量に付着している場合で、判定が要是正であった場合

該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（1ーイ）

指摘事項がない場合

該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（ハ）

- ⑱ 2 (3)「主索又は鎖」の「主索」の「主索本数」には、主索の本数を記入してください。また、「要重点点検の主索」及び「要是正の主索」は、それぞれ該当するすべての主索番号を記入してください。
- ⑲ 2 (3)「主索又は鎖」の「鎖」の「伸び」には最も摩耗した鎖の番号を記入するとともに、「測定長さ」は、その鎖の最も摩耗が進んだ部分の長さを、「基準長さ」は、鎖車にかからない部分で摩耗していない鎖の長さを記入してください。また、右欄に現在の長さの基準長さに対する伸び率を記入してください。
- ⑳ 2 (3)「主索又は鎖」の「鎖」の「鎖本数」には、鎖の本数を記入してください。また、「要重点点検の鎖」及び「要是正の鎖」は、それぞれ該当するすべての鎖番号を記入してください。
- ㉑ 2 (12)「速度」には、上昇及び下降の定格速度を記入するとともに、右欄に検査で測定した上昇時及び下降時の速度を記入してください。
- ㉒ 4 (9)「調速機ロープ」には、索鎖切れ数を記入することを除き、㉑から㉒までに準じて記入してください。
- ㉓ 6 (4)「緩衝器及び緩衝材」の「形式」には、該当するものを○で囲んでください。また、「劣化の状況」、「作動の状況」及び「油量の状況」には、別表第2 (に) 欄に掲げる判断基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。
- ㉔ 4 (5)「ブランチャーストッパーで停止したときのかごの頂部すき間」には、ブランチャーストッパーによりかごを停止させたときのかごの頂部すき間の測定値、又はかご床面と最上階床面との距離を測定し計算により算出したかごの頂部すき間の値を記入してください。
- ㉕ 6 (7)「かご非常止め装置」の「形式」には、該当するものを○で囲んでください。
- ㉖ 7「上記以外の検査項目」には、第1第1項ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第1第2項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第1第2項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し、㉑から㉒に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、7は削除して構いません。
- ㉗ 「特記事項」欄は、検査の結果、要是正又は要重点点検の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ㉘ 2 (3)「主索又は鎖」において最も摩耗した主索又は鎖として掲げたもの、最も摩損した主索として掲げたもの及び錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索として掲げたものに關する写真をそれぞれ別添1様式に従い添付してください。ただし、同一の写真を添付することとなる場合は、一枚添付すれば足ります。また、主索又は鎖を除く要是正又は要重点点検とされた検査事項（既存不適格の場合を除く。）における要是正又は要重点点検とされた部分の写真を別添2様式に従い添付してください。